

1. 制度の基本

外国の弁護士となる資格を有する者が、その資格を根拠として新たに資格試験等を課されることなく、我が国において外国法に関する一定の法律事務を取り扱うことができることとする制度である。

2. 外国法事務弁護士となる資格の承認及び登録手続

外国法事務弁護士となるには、法務大臣による承認を受け、かつ、日本弁護士連合会に備える外国法事務弁護士名簿に登録を受けなければならない。

外国弁護士

承認申請(試験不要)

我が国における法律事務の取扱いの禁止
(弁護士法第72条)

法務大臣の承認

(要件)

- 外国弁護士となる資格
- 3年以上の実務経験
- その他

- ・資格取得国以外の外国での実務経験も算入可能
- ・我が国における労務提供期間も1年を限度に算入可能

外国法事務弁護士の業務内容

(原則)

①原資格国法に関する法律事務

①例えば、ニューヨーク州弁護士は、ニューヨーク州法が原資格国法となる。

(例外)

②指定法に関する法律事務

②例えば、連合王国の弁護士資格も有している場合に、連合王国法について、法務大臣の指定を受け、外国法事務弁護士名簿に指定の付記がされたときは、ニューヨーク州法のほかに、連合王国法に関する法律事務を取り扱うことができるようになる。

③第三国法に関する法律事務(ただし、有資格者からの書面による助言が必要)

③第三国法(原資格国法及び指定法以外の外国法)については、その外国の弁護士等からの書面による助言を受けてする場合に限り、第三国法に関する法律事務を取り扱うことができる。

(注1)

日本法に関する法律事務の取扱いは不可

(注2)

①から③の法律事務であっても、訴訟代理や刑事弁護等は不可

(注3)

①から③の法律事務であっても、日本国民を当事者とする親族関係事件の代理等については、弁護士の書面による助言等が必要

外国法事務弁護士となる資格

登録請求

日本弁護士連合会

指導・監督

外国法事務弁護士名簿への登録

外国法事務弁護士